

間違った支援も  
返還対象になるの  
でしっかり確認！

## 居宅介護におけるサービス内容及び請求の注意点

居宅介護のサービス内容にかかる考え方は、介護保険と同様です！



【平成 23 年 1 月 21 日全国厚生労働関係部局長会議における国からの回答】

「居宅介護として認められているサービス内容については、通院等介助として認められている範囲外の移動介助や見守りの援助を除き、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号）と同様である」

上記に明示されている通り、居宅介護のサービス内容の扱い方やルールにおいても、介護保険と同様です。特に間違った解釈で支援を行ってしまっている事例や、疑義の多い下記のケースにおいて、再度周知した上でサービスの提供を行ってください。

### ▼通院等介助について

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定で、入院および退院が通院等介助のサービス対象に含まれるようになりました。

~~居宅から病院への入院又は病院から居宅への退院については、家族等が対応すべき範囲であり、原則として通院等介助のサービスの対象とはなりません。何らかの事情により、家族等が対応できない場合には移動支援やボランティア等の活用をしてください。~~

送迎の内容	算定の可否	備考
居宅から病院への入院又は病院から居宅への退院	—	原則算定できないサービスの対象となる
短期入所の事業所又は障害者施設からの通院、入退院	×	起着点の一方が居宅ではないため算定できない。
病院から病院への転院、病院から障害者施設への移送	×	

院内介助の考え方も介護保険と同様です。

病院内の移動等の介助は基本的には病院内のスタッフにより対応されるべきものがありますが、場合により算定対象となります。

### ▼身体介護について

居宅における、入浴、排せつ及び食事等の介助であり、単なる見守り行為及び外出時の介助は居宅介護サービスには含まれません。

## ▽家事援助について

居宅介護サービスの家事援助は、原則、支給決定を受けている利用者本人に対するサービスであり、利用者と同居している家族の部屋を掃除する、共同スペースの掃除、同居の家族に対する食事の調理等、利用者以外の物に対するサービスは認められていません。



### 厚生労働省が示している家事援助行為の不適正事例

(平成12年7月31日全国担当課長会議資料)

#### A. 「直接本人の援助」に該当しない行為

##### 主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当である場合

- 利用者以外の物に係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の対応（お茶・食事の手配等）
- 自家用車の洗車・清掃

【注】家事援助については、同居の家族等がある場合には、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該家族等が家事を行うことが困難であることが算定の条件とされており、上記のような取扱いとなる。

#### B. 「日常生活の援助」に該当しない行為

##### 1. ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話

##### 2. 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

【注】上記の行為は介護給付費の対象としては不適切であるが、利用者の状況によっては必要なサービス行為であるので、NPO等の住民参加型福祉サービス、ボランティア等の有効な活用が考えられる。また、これらの行為について、利用者と事業者との契約に基づき、サービス提供時間を分けるなどにより明確に区分された形で、利用者の自己負担により提供する事も可能

## 「障害福祉サービス（訪問系）請求の手引き」の訂正があります！

平成 25 年度集団指導において、作成配布いたしました「障害福祉サービス（訪問系）請求の手引き」の家事援助の算定コード等の表に間違いがありましたのでご確認ください。

（訂正箇所） 7 ページ「家事援助の場合」の表中 詳細は別紙参照

尚、ホームページには正しいものが更新されております。

### 誤

#### 【家事援助の場合】

- ・ サービス提供時間が 1.5 時間までは、算定コードが用意されています。
- ・ サービス提供時間が 1.5 時間を超える場合は、「増」のコードを使用します。

	サービス提供時間	算定コード	種類	項目(4桁)
時間帯が またがらない場合	8 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0	家事日中 2 . 0	1 1	6 1 2 3
	1 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	家事夜間 3 . 0	1 1	6 2 3 5
時間帯が またがる場合	1 7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0	家事日中 0 . 5 夜間 1 . 0	1 1	6 3 3 1
		家事夜間増 0 . 5	1 1	6 4 8 7
	1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	家事日中 2 . 0	1 1	6 1 2 3
		家事夜間増 1 . 0	1 1	6 4 9 1
7 : 1 5 ~ 9 : 4 5	家事早朝 1.0 日中 0.5	1 1	6 3 2 3	
	家事日中増 1 . 0	1 1	6 3 8 7	

### 正

#### 【家事援助の場合】

- ・ サービス提供時間が 1.5 時間までは、算定コードが用意されています。
- ・ サービス提供時間が 1.5 時間を超える場合は、「増」のコードを使用します。

	サービス提供時間	算定コード	種類	項目
時間帯が またがらない場合	8 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0	家事日中 2 . 0	1 1	6 1 2 3
	1 9 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	家事夜間 3 . 0	1 1	6 2 3 5
時間帯が またがる場合	1 7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0	家事日中 0 . 5 夜間 1 . 0	1 1	6 3 3 1
		家事夜間増 0 . 5	1 1	6 4 8 7
	1 6 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0	家事日中 2 . 0	1 1	6 1 2 3
		家事夜間増 1 . 0	1 1	6 4 9 1
7 : 1 5 ~ 9 : 4 5	家事早朝 0.75 日中 0.75	1 1	7 8 7 1	
	家事日中増 1 . 0	1 1	6 3 8 7	